

クリエイトにしのみや観光情報発信・運営業務公募型プロポーザル仕様書

クリエイトにしのみや観光情報発信・運営業務の業務内容及び仕様は、この仕様書に定めるところによる。

1 業務の名称

クリエイトにしのみや観光情報発信・運営業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、三井ショッピングパークららぽーと甲子園内の西宮市情報発信スペース「クリエイトにしのみや」において、観光情報を中心に市内の情報を収集し、市広報番組の放映やパンフレットの配布などの情報提供を行い、市の魅力の発信とイメージアップを図ることを目的とする。

3 履行期間

委託契約締結の翌日から令和7年3月31日（月）まで

※ 事業の円滑な実施のため、令和7年度及び8年度については、前年度の受託状況（業務の運営状況）が良好である場合、双方の合意により単年度ごとに契約を更新するものとする。

4 開設時間

午前10時から午後6時

定休日は週1日程度、曜日は相談に応じる。年末年始及びららぽーと甲子園の休館日は休業とする。

5 履行場所

西宮市甲子園八番町1-100

「ららぽーと甲子園」内の2階一区画（47.01 m²）

6 業務内容

（1）窓口対応業務

（ア）「クリエイトにしのみや」において、来訪者に観光情報や市政情報の提供、観光案内など問い合わせへの対応を行うこと。場合によっては、市の担当部署に引き継ぐこと。

（2）施設管理業務

（ア）開設時間中は常駐し、スペース内を常に清潔に保つこと。

（3）情報発信業務

（ア）市広報番組を放映すること。

（イ）市のPRとなる展示を行い、市政や観光に関する資料、パンフレット類の収集及び整理、提供を行うこと。

（ウ）市に関連するアニメ等の情報収集を随時行い、問い合わせに対応すること。

（4）マンホールカード配布業務

- (ア) マンホールカード配布希望者に対し、手渡しで配布を行うこと。
 - (イ) マンホールカードに関する問い合わせに対応すること。
よくある質問：カラーデザインのマンホール蓋設置箇所の確認
マンホールカードを配布しているかどうかの確認
 - (ウ) 本市指定様式で日別・男女別の配布枚数を記録し、翌月頭に報告をすること。
- (5) 電話等対応業務
一般的な観光情報の問い合わせへの案内を行うこと。場合によっては市の担当部署に引き継ぐこと。
 - (6) 実績報告
スペースへの来訪者数等について、翌月頭に報告をすること。

6 業務に係る費用等

- (1) 本事業の運営に要する費用は電気使用料・空調機フィルター清掃費・廃棄物処理費・管球交換費を除き、全て事業者の負担とする。
- (2) 「クリエートにしのみや」の使用料は無償とする。
- (3) 本市の許可を得て自主事業（業務目的の範囲内での物販・催事等）を実施する場合、その売上は事業者に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 本市の貸与する備品
本市が用意する備品等は別紙のとおりである。
別紙記載以外に、現在の事業者が用意した備品の引継ぎも可。（要相談）
- (2) 権利譲渡の禁止
事業者は、許可物件に関する権利を第3者に譲渡し、若しくは転貸し、または許可物件を許可の目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 現状変更の制限
事業者は本市の承諾を得た場合を除き、許可物件について、改築、改装又は造作等の変更をしてはならない。
- (4) 原状復帰について
事業者は許可物件について、改築、改装又は造作等の変更を行った場合は原状復帰を行うこと。なお、原状復帰に係る費用は全て事業者の負担とする。
- (5) 機密保護
本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (6) 法令遵守
本業務を遂行するにあたり、関連する法令は遵守すること。
- (7) 疑義の解消等
業務の実施にあたって必要な事項のうち、本仕様書で明記のない点または疑義が生じた場合のほか、これを変更する場合には、本市と協議し承認を得ること。

8 問合せ先、書類提出先

西宮市産業文化局産業部都市ブランド発信課（担当：持田）

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町 10-3

TEL : 0798-35-3331（直通） FAX : 0798-35-0051

E-mail : kankou@nishi.or.jp